

添付文書
器械器具 55 医療用洗浄器
一般医療機器 洗浄器キット JMDN：11297001

B S A 二分岐注水チューブ

【禁忌・禁止】

- ・破損、変形、劣化が見られるものは使用しないこと。
- ・使用前に、滅菌済みであるかを確認すること。（オートクレーブ滅菌 134℃以下）

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造〕

本品は、Y 字状のチューブであり、Y 字の根本部分は送水吸引チューブ（販売名「エクスプランターチューブ」届出番号：23B2X00017000299）に接続し、二分岐されている部分は、それぞれ電動式骨手術器械（販売名「エクスプランター」認証番号：303AKBZX00112000）のハンドピース先端の外部及び内部注水ノズルに接続する。



原材料：PVC

〔原理〕

本品は、Y 字状のチューブであり、Y 字の根本部分は送水吸引チューブ（販売名「エクスプランターチューブ」届出番号：23B2X00017000299）に接続し、二分岐されている部分は、それぞれ電動式骨手術器械（販売名「エクスプランター」認証番号：303AKBZX00112000）のハンドピース先端の外部及び内部注水ノズルに接続し、生理食塩水の供給を行う。

【使用目的又は効果】

患者・ユーザーの身体の特定の部分又は部位の処置を行うために洗浄器ユニット又は装置とともに用いるパッケージ品をいう。

【使用方法等】

- ①使用前に滅菌済みであることを確認すること。（オートクレーブ滅菌 134℃以下）
- ②品の Y 字の根本部分を、「エクスプランターチューブ」の輸液チューブの先端に接続する。

- ③本品の二分岐されている部分を、それぞれ「エクスプランター」のハンドピース先端の外部及び内部注水ノズルに接続する。
- ④「エクスプランター」の操作方法に従って、生理食塩水の供給を行う。
- ⑤使用後は、水又は温水で十分洗浄する。
- ⑥洗浄後、滅菌バックに入れ、オートクレーブ滅菌（134℃以下）を行う。

【使用上の注意】

- ・本品は、医療有資格者のみ使用すること。
- ・本品は、記載の使用目的のみに使用すること。
- ・破損、変形、劣化が見られるものは使用しないこと。
- ・それぞれの接続部の接続がしっかりされていることを確認すること。

【保管方法及び有効期限等】

〔保管方法〕

- ・水のかからない場所に保管すること。
- ・高温多湿を避け、直射日光の当たらない通気性のよい、汚染を受けない場所で保管すること。
- ・小児の手の届かない、適切な場所に保管すること。
- ・気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、硫黄分を含んだ空気などにより悪影響が生ずる恐れのない場所に保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者	（株）ビーエスエーサクライ
住所	愛知県名古屋市天白区高島 1-117-1
TEL	052-805-1181
製造業者	GUILIN WOODPECKER MEDICAL INSTRUMENT CO., LTD
	ケリン ウッドペッカー メディカル インstrument
	カンパニー リミテッド
国名	中国